

第
1982
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 2月 5日 火曜日

発行所

株式会社 FPIシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

住宅取得資金の贈与

Q : 住宅を取得するための資金の贈与を受けた場合には、贈与税の特例があると聞きました。どのような内容でしょうか。

A : 子どもが住宅を購入する際に親の資金援助を受けた場合、一定の要件にあてはまれば、贈与税の軽減を受けられるものです。

【解説】

個人から年間110万円を超える財産をもらえば、たとえ親からの贈与であっても贈与税がかかるのが原則です。

しかし、父母や祖父母（配偶者の父母又は祖父母は含みません）から、平成15年12月31日までに住宅取得資金等（住宅取得資金又は住宅増改築資金）の贈与を受けた場合には、1500万円までの部分について贈与税の軽減を受けることができます。

この特例の適用を受けると、1500万円までの住宅取得資金等の贈与について5分5乗方式により贈与税を計算します。つまり、その贈与金額が5年に分割して贈与されたものとして税額を計算します。これにより累進課税が緩和されるとともに、5年分の基礎控除額550万円（110万円×5年分）に相当する金額までは、贈与税がかからなくなります。

なお、平成13年度の改正では、一定の買換えや増改築についてもこの特例の適用を受けることができるようになり、また、適用期限が3年間延長されています。

